宮崎県本庁舎修繕業務仕様書

宮崎県総務部財産総合管理課

【　目　　　次　】

Ⅰ　修繕業務を実施する施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

Ⅱ　業務の実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　業務実施場所について
　２　業務時間等について

Ⅲ　庁舎等の修繕に関する業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　修繕
　２　業務報告

Ⅳ　庁舎等の修繕に関する業務に係る経費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　１　管理業務費
　２　修繕費

Ⅴ　業務の適正な実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
　１　作業従事者、業務実施体制図及び緊急時連絡体制について
　２　法令等の遵守

Ⅵ　立入検査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅶ　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅰ　修繕業務を実施する施設

本業務は、別紙１「宮崎県本庁舎一覧」に掲げる庁舎及びその敷地における修繕を対象とする。
ただし、別紙１に記載のない庁舎等についても、緊急その他の必要に応じ、本業務の対象とする場合がある。

Ⅱ　業務の実施体制

１　業務実施場所について

緊急時における対応を考慮し、受託者は、宮崎市内に所在する事務所において業務を行うこととする。

２　業務時間等について

平日、午前８時 30 分から午後５時 15 分までを標準業務実施時間とし、業務実施時間中は、受託者が占有する宮崎市内に所在する事務所に少なくとも１名以上は常駐するものとする。
ただし、標準業務実施時間外の対応も考えられるため、標準業務実施時間外における体制を整備することとする。

Ⅲ　庁舎等の修繕に関する業務

１　修繕

修繕とは、庁舎、駐輪場等の附属建物及び付帯設備等に生じた劣化・損耗や予期せぬ事故・災害による損傷を復旧するものであり、執務室等における新たな間仕切り壁の設置や撤去、付属設備の移設等も含むものとする。

(1)　修繕対応

受託者は、県からの依頼に応じて速やかに現地を確認し、修繕を行うこと。
対象とする修繕は、１件の金額が 100 万円未満（税込み）のものとし、そのうち復旧に要する金額が 50 万円以上（税込み）のもの及び間仕切り壁の設置など県が指示するものについては、事前に修繕方法等を県と協議するものとする。
また、別紙２「点検保守委託一覧」の点検業務のなかで判明する不具合等についても本業務の対象とするため、点検保守委託の受託者と協力して現地調査等を行うこと。

(2)　見積書及び図面等の作成・提出

受託者は、見積書を作成し提出すること。また、間仕切り壁の設置など県が指示するものについては、併せて図面等を作成し提出すること。
見積書の作成にあたっては、刊行物（建設物価、積算資料等）及び市場取引価格等を参考として適正な価格により作成すること。

(3)　施工者の選定及び契約

受託者が修繕を下請け業者に発注する場合は、宮崎県財務規則を参考に施工者を決定し、契約すること。

(4)　修繕状況の確認

受託者は、修繕の進捗状況と修繕内容の確認に努め、修繕を下請け業者に発注した場合、適正に行われるよう施工者に対して必要な指示等（労働者への指揮命令に当たらない範囲のもの

とする。）を行うこととする。

(5)　完成確認

受託者は、修繕が完成したときは、速やかに完成確認を行う。修繕を下請け業者に発注した場合は、施工者に対して同様の確認を行うこととする。

(6)　代金支払

受託者は、修繕を下請け業者に発注した場合、修繕の完成確認後、契約条件に基づき修繕代金を施工者に支払う。

２　業務報告

受託者は、四半期毎に修繕業務報告書により県に報告する。なお、修繕業務報告書には見積書、写真（修繕前、修繕中及び修繕後等）及びその他必要なものを添付すること。

また、受託者は、すべての修繕業務が完了した場合は、修繕業務完了報告書により県に報告すること。

Ⅳ　庁舎等の修繕に関する業務に係る経費

経費については、県の予算の範囲内で実施することとし、その方法は次によることとする。

１　管理業務費

管理業務費とは、修繕に係る現地調査、内訳書の作成、修繕状況・完成確認等に要する人件費等の費用をいう。

ただし、「Ⅰ修繕業務を実施する施設」のただし書の規定により対象となった施設に係る管理業務費は、別途、当該修繕費に含むものとする。

県から受託者への支払いについては、四半期毎に受託者からの請求に基づき、前金払いする。

２　修繕費

修繕費とは、修繕に係る費用をいう。

県から受託者への支払いについては、県の定める額金２０，４１２，９００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、四半期毎に受託者からの請求に基づき、概算払いする。概算払いをした修繕費については、当該四半期終了後２０日以内に、その実績を県に報告するものとし、剰余金については県に返納するものとする。

Ⅴ　業務の適正な実施に関する事項

１　作業従事者、業務実施体制図及び緊急時連絡体制について

受託者は、契約後速やかに本委託業務にあたる作業従事者の経歴書（写真付き）、業務実施体制（組織）図及び緊急連絡体制図を作成し、県へ提出するものとする。

２　法令等の遵守

受託者は、本委託業務の遂行上必要な法令等及び次の条例を遵守すること。

(1)　宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 38 号）

(2)　宮崎県情報公開条例（平成 11 年条例第 36 号）

Ⅵ　立入検査の実施

1　県は、受託者の業務の実施内容及び処理実績について、随時、立入検査等を実施し、執行状況の確認及び検査を行うことができるものとする。

2　県は、受託者に対し検査の結果、業務内容についての改善を求めることができ、受託者はこの指示に従わなければならない。

Ⅶ　その他

1　協議

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について、疑義が生じたときは、県と協議するものとする。

2　業務フロー

別紙３「庁舎等修繕業務フローチャート」のとおり。

別紙１　宮崎県本庁舎等一覧

No.	施設名	構造	階数	延べ面積
1	本館	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一部鉄骨造	地上3階 地下1階	10,142.71㎡
2	附属棟	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上3階	1,485.90㎡
3	１号館（議会棟含む）	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上9階 地下1階	18,236.02㎡
4	２号館	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上4階	1,209.34㎡
5	３号館	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上6階 地下1階	4,499.45㎡
6	４号館（宮崎総合庁舎）	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上7階 地下2階	7,104.30㎡
7	５号館	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上2階	749.02㎡
8	６号館	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上3階 地下1階	1,650.75㎡
9	７号館	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上4階 地下1階	4,541.39㎡
10	８号館	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一部鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ、鉄骨造	地上6階 地下1階	3,478.79㎡
11	９号館	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造一部鉄骨造	地上3階	798.24㎡
12	１０号館	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上3階	622.58㎡
13	防災庁舎	鉄骨造一部鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上10階 地下1階	24,406.13㎡
14	企業局（２階のみ対象）	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	地上10階 地下1階	1,171.45㎡ （２階のみ）
15	立体駐車場	鉄骨造	地上5階	8,831.87㎡
16	外来駐車場等	－	－	－

別紙２　点検保守委託一覧

No.	委託名称
1	本館ほか電気設備点検保守業務委託
2	本館ほか自家用電気工作物保安管理業務委託
3	3号館ほか自家用電気工作物保安管理業務委託
4	防災庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
5	本館ほか消防設備点検保守業務委託
6	3号館ほか消防設備点検保守業務委託
7	6号館ほか消防設備点検保守業務委託
8	防災庁舎ほか消防設備点検保守業務委託
9	本館ほか電話構内交換設備点検保守業務委託
10	本館ほか自家用発電設備点検保守業務委託
11	本館ほか昇降機点検整備業務委託
12	７号館ほか昇降機点検整備業務委託
13	防災庁舎ほか昇降機点検整備業務委託
14	６号館小荷物専用昇降機点検整備業務委託
15	本館ほか自動ドア点検保守業務委託
16	本館冷暖房設備点検保守整備業務委託
17	１号館冷暖房設備点検保守整備業務委託
18	３号館ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託
19	７号館ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託
20	防災庁舎ほか冷暖房設備点検保守整備業務委託
21	防災庁舎ほか井戸及び雨水用ろ過設備ほか点検保守業務委託
22	南庭園ガス灯ほか点検保守業務委託

別紙３　庁舎等修繕業務フローチャート

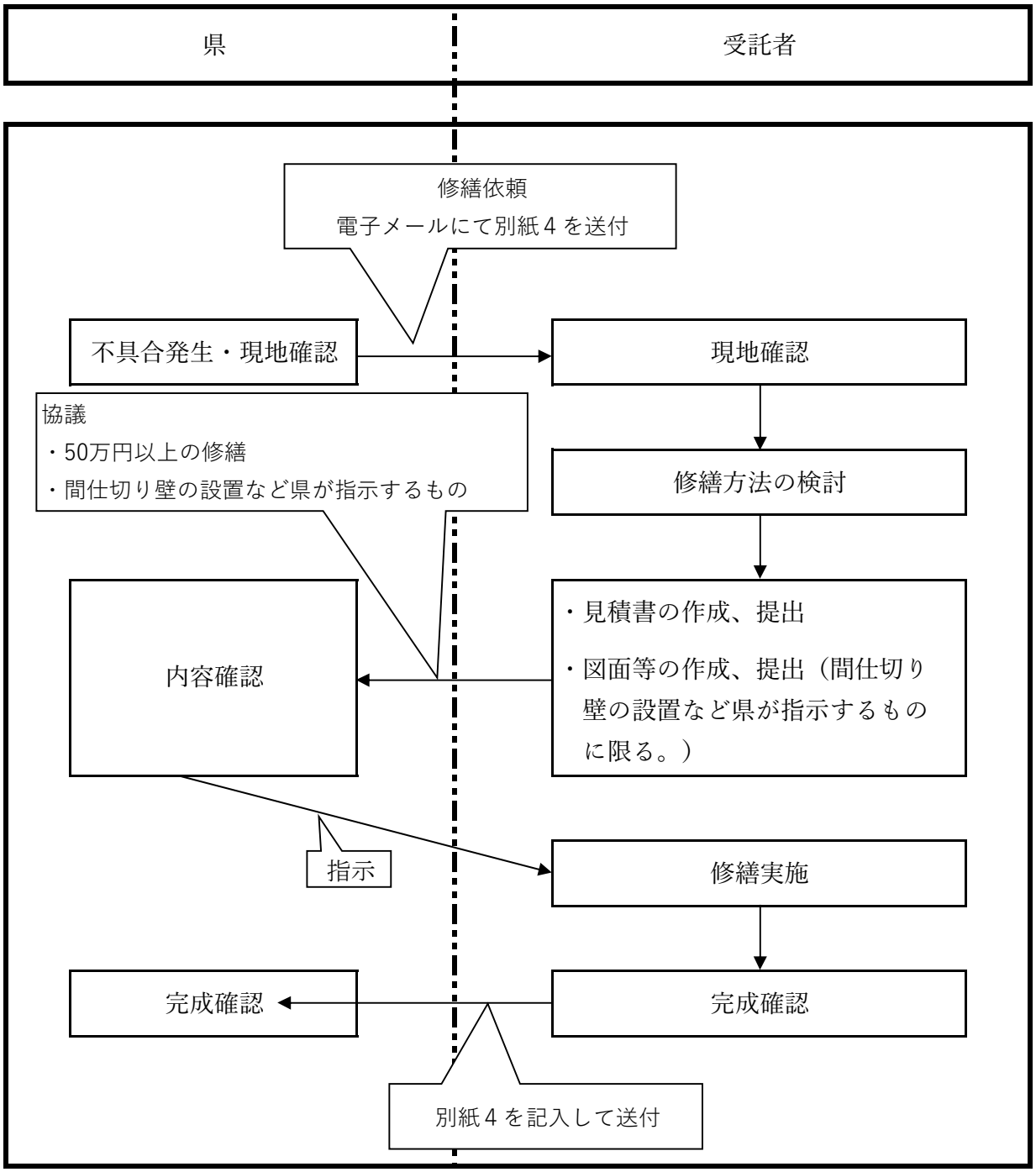

別紙４　修繕依頼一覧表

No	県で入力								受託者で入力			
	依頼日	施設名	階	課名・部屋番号等	修繕依頼内容	対応状況	県担当者	修繕額（着工前）	現地確認日	施工完了日	完成検査日	修繕額（完成）
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												